

# 補助金等の見直しについて

## 1 目的

---

補助金等については、本市の行政施策を推進するための効果的かつ効率的な手段の一つとしてあらゆる分野で活用されており、その交付に関しては、平成 20 年度に「鈴鹿市補助金等交付基準」を定め、統一的な交付基準に基づいた運用を行ってきたところである。

しかしながら、補助金等は交付によって直接の反対給付を受けないという性格上、一度交付されると既得権化しやすいことや、効果が測りにくいなどの課題も存在している。そのため、継続的に補助金等の検証を行い、時代のニーズや社会情勢に合わせて、より効果の高い制度への改善や、費用対効果の少なくなった既存の補助金等の見直しを行うなど、現状にとどまらない体制づくりが必要とされている。

また、平成 28 年度以降の鈴鹿市行財政改革においては「事業本来の目的、事業の進め方や効率性を見直し、歳出削減に努める」こととされており、行財政改革の視点からも、効果の最適化と限られた財源を効率的に活用することが求められている。

以上のことから、補助金等の交付について、現状分析と課題の洗い出しを行い、全市的な見直しを行うこととする。

## 2 現状と課題

---

平成 29 年度当初予算時点での現状と課題は以下のとおりである。

### (1) 補助金等が硬直化・既得権化している

市単独補助のうち、交付期間が 10 年超又は不明の補助金等が 152 件(75.6%)である。交付期間が長期にわたるものが多く、硬直化・既得権化する傾向にある。

### (2) 団体運営費補助が長期化している

現在、市単独で団体運営費補助を行っている補助金等は 28 件(13.9%)あり、その内交付期間が 10 年超又は不明であるものが 26 件(12.9%)である。団体運営費補助とは本来、支援と自立を促す目的で一定期間交付されるものとされているが長期化する傾向にある。

### (3) 補助金額・補助率の適正化が図られていない

市単独補助のうち、補助対象経費に占める補助金等の割合が2分の1を超えるものが103件(51.2%)、10分の1を下回るもの又は補助金額が10万円未満であるものが49件(24.4%)。適正な負担割合や費用対効果を勘案した制度の見直しが必要である。

### (4) 補助対象経費が不明確のものがある

補助金等シートの補助対象経費の記載の多くは概括的な内容にとどまっており、適切な補助対象経費であるかの検証が十分でない。

### (5) 補助金等交付による効果や目的の達成状況が測りにくい

補助金等シートにて、実際得られた効果がどのようなものか、また、補助金等を交付する目的をどれだけ達成しているかといった検証結果が明確でないものがある。

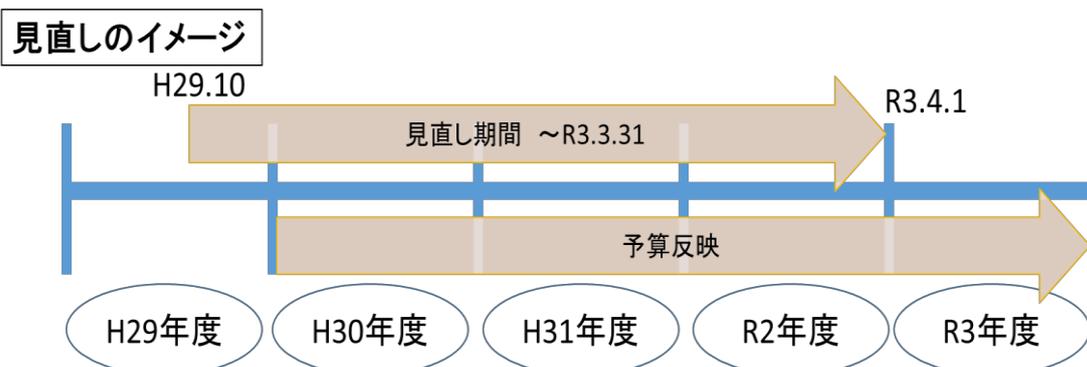
### (6) 交付先団体の決算状況の検証が十分でない

毎年の見直しに際して、交付先団体の補助対象事業のみを対象として繰越額を確認しているものの、団体全体の決算状況の確認までにはいたっていない。

## 3 見直しの内容

### (1) 見直しの考え方

上記の課題を解決するために、平成30年度予算から、以下の事項について見直しを行う。ただし、既存の補助金等交付団体との調整の関係から、平成30年度予算への反映が難しい場合は、令和2年度までに見直しを行い、翌年度の予算に反映させるものとする。



## (2) 見直しの対象

鈴鹿市補助金等交付基準に基づき支出する補助金等

※地域予算制度にかかる一括交付金は対象外

## (3) 見直し事項

### ① 団体運営費補助の原則廃止

既存の団体運営費補助は、原則事業費補助への移行又は廃止を検討。

### ② 補助率・補助金額の適正化

補助率は、単価設定のものを除き原則2分の1以内とする。

(法令・条例又は国・県等補助基準に基づくものはその定めによる。)

### ③ 補助対象経費と算定根拠の明確化

補助対象経費と補助金等の算定根拠を、補助金等シートに具体的に明記する。

特に、交際費、飲食費、慰労的な経費等が含まれていないか確認する。

### ④ 交付団体の繰越額の把握

決算状況の分かる資料(決算書等)の提出を求め、交付団体の財務状況の把握を徹底する。

### ⑤ 市単独上乗せ補助の原則禁止

国・県等補助を伴う補助は、原則市単独の上乗せ補助は行わないこととする。

### ⑥ 補助金等交付による効果の検証

効果と目的の達成状況を明記し、効果性の検証を徹底する。

### ⑦ 利子補給期間の設定

新たに制度化する利子補給の交付期間は、原則5年以内とする。

### ⑧ 3年終期の徹底

上記①～⑤の項目について見直しが必要な補助金等は、該当する項目について令和2年度までに見直しを行い、終期は見直し終了予定の年度に設定する。見直し終了後、新たに3年以内の終期を設定し、終期到来時に公益性・効果性・必要性等について検証を行い、ゼロベースで見直す。

上記①～⑤の項目について見直しの必要がない補助金等は、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間に終期を設定する。終期到来時に公益性・効果性・必要性等について検証を行い、ゼロベースで見直す。

(法令・条例又は国・県等補助基準に基づくものはその定めによる。)

【鈴鹿市補助金等集計(対象:H29年度当初における補助金等制度)】

金額単位:千円

<全体集計>

分類別	全体					
	件数	構成比	金額	うち事業費補助 件数	金額	うち法令に基づく補助 金額
国・県補助金	20	7.9%	222,340	10	56,306	0
国庫補助金	17	6.7%	329,724	11	314,924	0
県補助金	16	6.3%	57,939	13	42,925	0
市単独	201	79.1%	897,937	155	524,759	8
合計	254	100.0%	1,507,940	189	938,914	16

<市単独分集計>

継続期間別

	全体					
	件数	構成比	金額	うち事業費補助 件数	金額	うち法令に基づく補助 金額
1～3年	18	9.0%	42,821	18	42,821	0
4～10年	31	15.4%	120,589	28	113,514	0
11～15年	18	9.0%	99,847	17	96,487	0
16～20年	14	7.0%	75,680	10	47,911	0
20年超	53	26.4%	474,247	38	168,820	5
不明	67	33.3%	84,753	44	55,206	0
合計	201	100.0%	897,937	155	524,759	8

補助率別

	全体					
	件数	構成比	金額	うち事業費補助 件数	金額	うち法令に基づく補助 金額
1/2以内	49	24.4%	111,540	42	86,107	0
1/2超	2	1.0%	9,710	1	210	0
定額	103	51.2%	482,285	72	289,166	2
うち1/2超	63	31.3%	440,746	48	264,398	1
別に定める額	40	19.9%	255,079	36	138,805	0
うち1/2超	38	18.9%	234,616	34	118,342	0
利子補給	7	3.5%	39,323	4	10,471	0
合計	201	100.0%	897,937	155	524,759	8
うち1/2超	103	51.2%	685,072	83	382,950	2

補助率が10%未満・補助金額が10万円未満の内訳

	全体					
	件数	構成比	金額	うち事業費補助 件数	金額	うち法令に基づく補助 金額
1/2以内	10	20.4%	995	7	899	0
定額	31	63.3%	2,208	21	1,047	0
別に定める額	8	16.3%	119	8	119	0
合計	49	100.0%	3,322	36	2,065	0
うち10%未満	13	26.5%	2,103	7	1,044	0
うち10万円未満	45	91.8%	1,596	34	1,220	0

※金額について…市の負担額を計上しています。例えば、市が交付決定をした補助金額1,200千円のうち、財源として国庫補助金400千円、県補助金400千円の計800千円が充当されている場合、残りの400千円を市負担額として金額に計上しています。市単独分集計では、財源として国庫補助金が充当されていない補助金等のみを計上しています。

※件数について…平成29年度当初予算時点で制度が存続しているものについて計上しています。制度が存続しているが平成29年度当初予算で予算化されていないもの、財源として全額国庫補助金が充当されているもの(間接補助)も件数に含まれます。